

フィッシング等を手口とするインターネットバンキングに係る不正送金事犯捜査要領の制定について

令和3年4月1日 警察庁丁情対発第208号
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長から各管区警察局広域調整担当部長、警視庁生活安全部長、各道府県警察（方面）本部長宛て
（参考送付）警察大学校生活安全教養部長、警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センター所長宛て

（概要）

フィッシング等を手口とするインターネットバンキングに係る不正送金事犯の取締りについて、その具体的な捜査要領を制定し、効率的かつ効果的な捜査を推進するよう指示したものである。